第2次川口市DV対策基本計画及び 困難な問題を抱える女性への支援計画

川口市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第2	章 計画の内容	
1	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
2	施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	<u>基本目標1</u> DV被害者及び困難な問題を抱える女性の発見と相談体制の強化・	1 6
	<u>基本目標 2</u> DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安全確保と自立 <u>への支援</u>	1 9
	基本目標3 関係機関との連携協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
	基本目標4 暴力を許さない社会づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.4

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」*1という)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、どんな理由があったとしても決して許されるものではありません。

DVの被害者は女性が多く、DVを子どもに目撃させることは児童虐待にあたり、子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことも見逃せない問題です。

その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識*2 など社会の構造的な問題があり、これらは男女共同参画を推進する上で克服すべき重要な課題となっています。

DVは、家庭内や個人的関係において行われるため、外部からの発見が難しく、 加害者に犯罪の意識が薄いという傾向があります。

こうした中、本市では、平成25 (2013) 年に「第2次川口市男女共同参画計画」の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」*3という)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付け、令和2年度からDV防止と被害者支援を積極的に行うべく、「川口市DV対策基本計画」を独立して策定しました。

さらに、女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化している現在、支援を必要とする女性はDV被害者にとどまりません。すべての女性が安心かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に令和6年4月1日には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、「困難女性支援法」*4という)」が施行となり、第8条第3項では、「市町村基本計画」を策定することと規定されています。

これらのことから、配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」と困難女性 支援法に基づく「市町村基本計画」については、相談体制や被害者の安全確保、 自立支援など、政策的に関連が深いため、両計画を一体化し、「第2次川口市D V対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定します。

*1 DV (ドメスティック・バイオレンス)

直訳すると「家庭内の暴力」となる。「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。なお、暴力は身体的な暴力のほか精神的暴力、性的暴力も含まれる。

*2 性別による固定的な役割分担意識

性別に関わらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかか わらず、男性、女性、という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

*3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(配偶者暴力防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とする法律。

*4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(困難女性支援法)

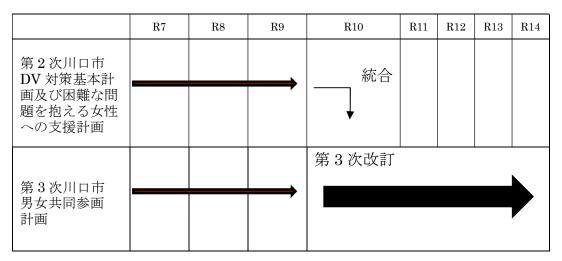
性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などにより困難な問題を抱えた女性を 対象として、相談支援や自立支援など包括的な支援を行うことを目的とする法律。

2 計画の性格と位置付け

- (1) この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく 「市町村基本計画」に相当するものです。
- (2) この計画は、「困難女性支援法」第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。
- (3) この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」*5に則し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」*6の内容を勘案して策定したものです。
- (4) この計画は、国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」*7 に則し、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」*8 の内容を勘案して策定したものです。
- (5) この計画は、「川口市男女共同参画推進条例」第7条の趣旨を踏まえ、「第3次川口市男女共同参画計画」*9の課題5施策の方向(3)「困難を抱えた女性などの自立支援」及び課題7「人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として位置付けます。

3 計画の期間

令和7 (2025) 年度から令和9 (2027) 年度までの3年間とします。 ※令和10 (2028) 年度より、第3次川口市男女共同参画計画に統合予定



- *5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 配偶者暴力防止法に基づき、国が告示した方針。配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事 項が定められている。
- *6 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次) 配偶者暴力防止法に基づく、埼玉県の基本計画。
- *7 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針 困難女性支援法に基づき、国が告示した方針。困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められている。
- *8 埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画 困難女性支援法に基づく、埼玉県の基本計画。
- *9 第3次川口市男女共同参画計画 令和5 (2023) 年度に策定された、男女共同参画に関する総合的な基本計画。

4 計画の対象

(1) この計画の「暴力」は、配偶者暴力防止法に基づく配偶者からの暴力 を対象としていますが、家族その他親密な関係にある者からの暴力も 対象とします。

身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、何らかの物理的な力を直接行使するもの

例) 平手で打つ・こぶしで殴る・足で蹴る・身体を傷つける可能性のある物で殴る・ 殴るふりをして脅す・刃物を突きつけて脅かす・突き飛ば・壁に叩きつける。

精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの

例)大声でどなる・「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などと言う・ 「別れたら自殺する」と脅す・何を言っても長時間無視し続ける。

性的暴力

性的行為により、相手を傷つけるもの

例)嫌がっているのに性的行為を強要する・中絶を強要する・避妊に協力しない・ 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる。

経済的暴力

金銭的な自由を奪い、経済的に弱い立場にするもの

例) 生活費を渡さない・仕事を無理やりやめさせて経済的自由を奪う・ 外で働くなと言う。

社会的暴力

人間関係や行動を監視、制限するもの

例)実家や友達付き合いを制限する・電話や郵便物などを細かく監視する。

子どもを利用した暴力

子どもを利用して精神的苦痛を与えるもの

例)子どもが見ている目の前で母親を殴ったり蹴ったりする・子どもに危害を 加えると言って脅す。 (2)困難女性支援法で定める支援対象者は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性であり、<u>年齢、障害の有無、国籍等は問わない。</u>

5 川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題

(1) 川口市の現状

暴力に関する市民意識調査

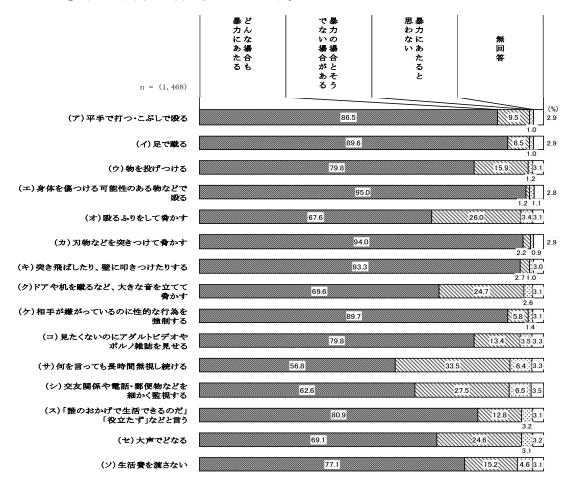
令和3 (2021) 年9月に実施した「川口市男女共同参画に関する市民意識調査」の うち、暴力に関する回答結果は次のとおりです。

調査の概要

- ・調査対象 市内在住の満 18 歳以上の市民
- ・調査方法 4,000 人を住民基本台帳から無作為抽出
- · 有効回答 1,468 人

①暴力にあたると思う行為

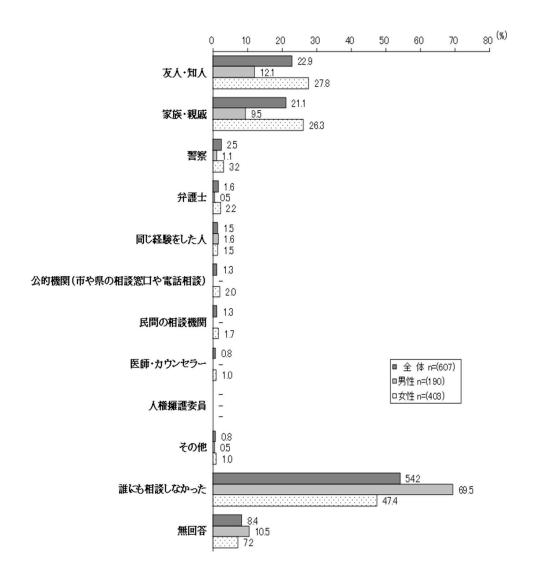
15の行為が暴力にあたるかどうか聞いたところ、「どんな場合も暴力にあたる」は [身体を傷つける可能性のある物などで殴る] が95.0%で最も高く、以下 [刃物などを突きつけて脅かす] (94.0%)、[突き飛ばしたり、壁に叩きつけたりする] (93.3%)、[相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する] (89.7%)、[足で蹴る] (89.6%)、の順で続いています。



②暴力を受けた際の相談先

暴力と思う行為を受けた際、誰かに相談したか聞いたところ、[誰にも相談しなかった]が54.2%と過半数を占めています。相談した人の中では、[友人・知人]が22.9%で最も高く、次いで[家族・親戚](21.1%)となっています。

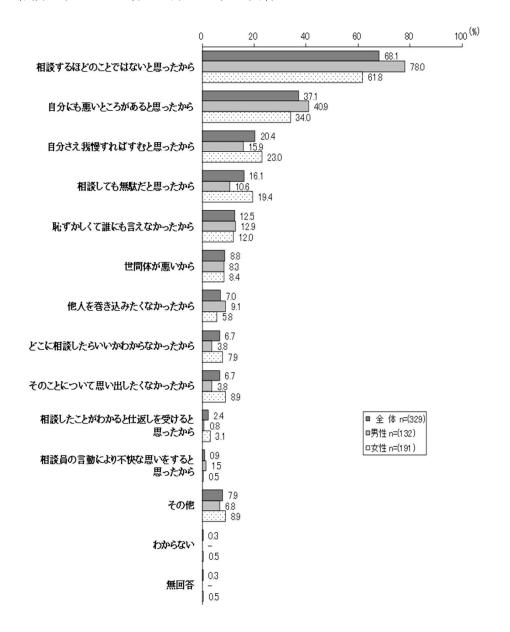
※暴力にあたる行為を受けた607人の回答



③暴力を受けた際、相談しなかった理由

暴力と思う行為を受けながら誰にも相談しなかった人にその理由を聞いたところ、[相談するほどのことではないと思ったから]が68.1%で最も高く、以下[自分にも悪いところがあると思ったから](37.1%)、[自分さえ我慢すればすむと思ったから](20.4%)、[相談しても無駄だと思ったから](16.1%)の順で続いています。

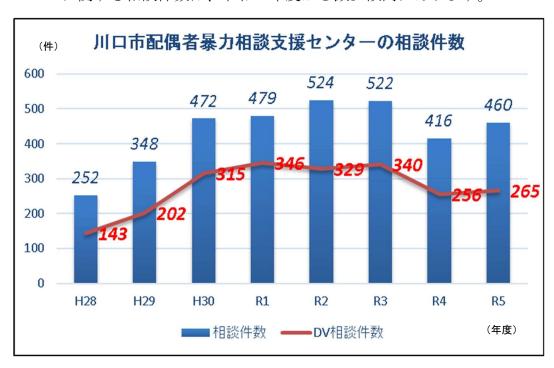
※相談しなかったと答えた方の329人の回答



(2) 市における女性相談件数

平成28 (2016) 年7月に<u>川口市配偶者暴力相談支援センター(女性総</u>合相談窓口)を開設してからの調査件数です。

DVに関する相談件数は、令和4年度から減少傾向にあります。



※H28は7月から3月までの件数です。

(3) 課題

DVに関する相談は、平成28 (2016) 年7月からの8年間を比較すると、平成30年度から令和3年度までは300件を超えていたものの、令和4年度には減少傾向にあります。一方で、市民意識調査の結果からは相談窓口の認知度が低いこと、また、暴力を受けていても、それが相談するほどのことではないと思っている人が多いことから、DVは潜在化しやすく、周囲も気が付かないうちに被害が深刻化するおそれがあることが見てとれます。

このようなことからも被害者の身近な相談窓口として、<u>配偶者暴力相談支援センター(女性総合相談窓口)</u>の周知に努めます。

また、DV被害者や困難な問題を抱える女性の安全な生活に向け、被害の把握から保護、自立に至るまで、関係各課と連携し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

第2章 計画の内容

第2章 計画の内容

1 計画の体系

DV被害者の根絶と困難な問題を抱える女性の支援

基本目標1 DV被害者及び困難な問題を抱える 女性の発見と相談体制の強化

- ①早期発見のための通報
- ②配偶者暴力相談支援センター(女性総合相談窓口)の周知
- ③相談体制の強化及び充実

基本目標2 DV被害者及び困難な問題を抱える 女性の安全確保と自立への支援

- ①相談時における安全確保
- ②被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応
- ③被害者に関する個人情報の保護
- 4)被害者に寄り添った自立支援
- 5保護命令制度の利用助言
- ⑥加害者からの追及に対する対応

基本目標3 関係機関と連携協力

- ①支援調整会議の設置
- ②警察や埼玉県、民間団体との連携の強化

基本目標4 暴力を許さない社会づくりの推進

- ①男女共同参画社会の推進
- ②DV防止啓発事業の充実
- ③教育の場における啓発の推進
- 4社会の場における啓発の推進

2 施策の展開

基本目標1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の発見と 相談体制の強化

《課題》

本市では、<u>配偶者暴力相談支援センター(女性総合相談窓口)</u>を設置し、女性から様々な相談を受けております。相談件数は設置以来、増加傾向にありましたが、コロナ明けに一旦減少したものの、再び増加傾向にあります。市民意識調査では、暴力を受けた際、誰かに相談したか聞いたところ、「誰にも相談しなかった」が54.2%と過半数を占めており、相談まで至っていない状況が伺えます。

配偶者暴力防止法第6条では、「配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう 努めなければならない」と規定されています。

特にDVは、被害者本人がDVであると気づきにくく、DVを受けていることが分かっていても相談しづらいため、潜在化しがちなことから、通報による早期発見も大切です。

そのほか、こども家庭センターの相談や教育相談等からDVや困難な問題を抱える女性を発見し、配偶者暴力相談支援センター(女性総合相談窓口)に繋げる取り組みも重要です。

また、困難な問題を抱える女性を早期に把握し、状況を深刻化させないために、市役所の様々な相談窓口で発見できる体制が必要です。

そして、困難な問題を抱えた女性がその状況から抜け出し、安心、安全な暮らしができるよう、本人の<u>意思を尊重し</u>ながら、必要な支援に繋げます。

一人でも多くの方が適切な相談先に繋がり、必要な情報や支援が受けられるよう、様々な手段を使って配偶者暴力相談支援センター(女性総合相談窓<u>口)</u>を通じ案内を行っています。特に、特別な配慮を必要とする高齢者、障害者、外国籍の市民については、どのような状態で、どんな支援を望んでいるか、庁内関係各課と連携し対応します。

どのような状況においても被害者の立場に立った相談と切れ目のない支援を行うよう、関係各課と連携しながら対応をしていきます。

事業の概要	関係課
施策① 早期発見のための通報	
医療機関、保健福祉関係者、教職員や保育士など、被	市民相談室
害者やその家族と接する機会の多い関係機関と連携	生活福祉課
し、早期発見に繋げます。	子育て相談課
	保育運営課
◆DV被害者への配偶者暴力相談支援センター(女性	地域保健センター
総合相談窓口) のチラシや啓発用カードの直接配布	学務課
施策② 配偶者暴力相談支援センター(女性総合相談窓口)の	
周知	協働推進課
市民に対し、DV被害者や困難な問題を抱える女性	及び関係各課
からの身近な相談窓口として、女性相談支援員を配置	
した、配偶者暴力相談支援センター(女性総合相談窓	
<u>口)</u> を周知します。	
◆市ホームページや広報かわぐちに掲載	
◆公共機関の女性トイレに啓発カードを設置	
◆学校や保育所にチラシの配布	
◆関係各課相談窓口での周知	

事業の概要	関係課
施策③ 相談体制の強化及び充実	
配偶者暴力相談支援センター(女性総合相談窓口)と	協働推進課
関係各課が連携し、DV被害者や困難な問題を抱える	及び関係各課
女性からの相談体制及び連携の充実を図ります。	
◆困難な問題を抱える女性の支援については、本人の意思を聞き取り、適切に支援(伴走型支援)◆子どものいる場合や貧困女性、障害者や高齢者、外国籍で通訳が必要な方など、被害者の置かれている状況により、関係各課と連携	
男性のDV被害者からの相談 相談件数が少ないものの、支援が必要となるケース もあるため相談を受ける体制を取っています。	協働推進課
加害者からの相談 加害者の相談は知識経験者の助言が大切なため、医 療機関やこころの相談窓口を案内しています。	協働推進課

<u>基本目標2</u> DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安全確保と 自立への支援

《課題》

DV被害者及び困難な問題を抱える女性からの相談を受けた場合、何よりも優先させなければならないのは被害者の安全確保です。DV被害者は特に身体的な暴力が激しい場合、加害者の追及が執拗な場合は必要に応じて警察と連携した安全確保に努めなければなりません。児童虐待が疑われる場合は児童相談所や学校等関係機関との連携も重要です。

また、被害者の安全が脅されることのないよう、警察への相談や保護命令制度に関する情報提供など、適切な助言をするとともに、被害者に関する情報の保護や管理に細心の注意を払うことも必要です。

被害者が加害者の元を離れ、避難した場合に、住民基本台帳事務における 支援措置*10 制度を案内するなど、被害者の安全確保に努めます。

困難な問題を抱える女性は、生活の困窮、性暴力、家庭関係の破綻など様々 な理由で、精神や身体を傷つけられていることも考えられます。状況に応じ、 本人の意向に寄り添った安全確保が必要です。

DV被害者や困難な問題を抱える女性がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活を始めるためには、母子生活支援施設や生活困窮者自立支援制度、住宅の確保や就労の支援、子どもの保育園等に関する制度の利用等について、情報提供や助言を行うとともに、関係各課と連絡調整を行い、それぞれの状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう努めます。

*10 住民基本台帳事務における支援措置

住民基本台帳事務における支援措置の申出をした場合、住民基本台帳の一部の写 しの閲覧、住民票の写し等の交付、住民票の除票の写し等の交付、戸籍の附票の写 しの交付、戸籍の除附票の写しの交付を制限し、被害者の情報を保護する制度。

	事業の概要	関係課
施策①	相談時における安全確保	
	被害者の相談場所は、加害者にわからないよう十分	協働推進課
	配慮します。	及び関係各課
施策②	被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応	
	面談相談により被害者が一時保護を希望し、保護が	協働推進課
	必要と判断した場合は、埼玉県男女共同参画推進セン	及び関係各課
	ターへ依頼をします。	
	事情により一時保護が受け入れられない場合は、被	
	害者の状況に応じて、高齢者や障害者支援等の各施策	
	に基づく避難先や協定を締結した安全な緊急一時避難	
	先等、適切な対応を行います。	
施策③		
	転宅にあたり住居地が相手方にわからないよう住民	協働推進課
	基本台帳の支援措置制度の説明を行います。	市民課
	また税金関係や健康保険、年金などの通知により居	
	場所が特定されないよう助言します。	
	◆住民基本台帳事務における支援措置	
Like beta		
施策④		I to be I I I I I I I I I I I I I I I I I I
	被害者の自立に向け、生活費の確保や子どもの就学	
	など、様々な課題を抱えている現状を理解するととも	生活福祉課
	に、メンタルケアを含め、一人ひとりの状況に応じた支	長寿支援課
	援を行います。	障害福祉課
		子育て支援課
	◆生活を支援するための各種制度の案内	子育て相談課
	◆自立サポートセンターへの案内	学務課
	◆ハローワークへの案内	
	◆地域包括支援センターへの案内	
	●障害者相談支援センターへの案内	
	◆障害者就労支援センターへの案内 ◆こじも完成したの案内	
	◆こども家庭センターへの案内 	

	事業の概要	関係課
施策⑤	保護命令制度の利用助言	
	身体的暴力や精神的なDVにより命の危険や脅迫を	協働推進課
	受け、加害者から追及のおそれがある場合に利用でき	
	る保護命令制度*11 について情報提供と助言を行いま	
	す。	
施策⑥	加害者からの追及に対する対応	
	加害者からの追及に対しては、関係した各課と連携	協働推進課
	し、情報の共有を行い、加害者の追及が執拗であれば警	及び関係各課
	察と連携して安全確保に努めます。	

*11 保護命令制度

被害者が配偶者等からの暴力または脅迫によって、生命または身体に重大な危害を受けるおそれがある場合、裁判所が配偶者等に対して被害者への接近禁止や住居からの退去などを命令する制度。

基本目標3 関係機関と連携協力

《課題》

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援には、関係機関及び関係各課が相互に連携し、協力する体制が必要です。川口市では「DV対策庁内連絡会議」を設置し、配偶者暴力相談支援センターを中心に、庁内関係各課の連携強化を図っています。

また、困難な問題を抱える女性への支援も関係機関と関係各課の連携が不可欠であることから、困難女性支援法に基づく支援調整会議の設置を目指します。

今後も、常に適切な被害者支援が出来るよう庁内連携を強化するとともに、 他市町村から避難してきた被害者又は他市町村へ避難する被害者への支援 や引継ぎを適切に行う必要があります。

	事業の概要	関係課
施策①	支援調整会議の設置	
	DV相談または支援に関係する担当者による「DV	協働推進課
	対策庁内連絡会議」を開催するとともに、困難な問題	及び関係各課
	を抱える女性への支援についても、今後、支援調整会	
	議の設置を目指します。	
	困難な問題を抱える女性の身体的な状況や精神的	
	な状況を考慮し、本人の意思を確認しながら、必要に	
	応じて、関係各課と情報を共有化し連携を図ります。	
	◆DV対策庁内連絡会議の開催による連携強化	
	◆困難な問題を抱える女性への支援調整会議の設置	

	事業の概要	関係課
施策②	警察や埼玉県、民間団体との連携の強化	
	被害者の安全を図るため必要に応じて警察と連携	協働推進課
	を図り、また、子どもへの虐待が疑われる場合は児童	子育て相談課
	相談所と相互に連携・協力し被害者への支援を行いま	
	す。	
	さらに、困難な問題を抱える女性への支援に関する	
	活動を行う民間団体と協働して、女性の支援を行うよ	
	う努めます。	

基本目標4 暴力を許さない社会づくりの推進

《課題》

DVやストーカー、性暴力、人身取引など、さまざまなかたちで女性に対する暴力が存在します。また、暴力は身体を傷つけるものだけではなく、心理的、経済的、社会的な暴力や、子どもを利用した暴力など、心への影響も大きく、その後の人生に支障を来す場合があります。

被害者には男性も女性もいますが、女性の被害者の方が圧倒的に多いという現状があります。その背景には、性別による固定的な役割分担意識があり、女性の自立をさまたげるなど、社会構造的な問題があると言われています。

暴力を生み出さない社会の実現のためには、DVをはじめとする、あらゆる暴力が重大な人権侵害であり、いかなる暴力も許されるものではないとの認識をもち、自己の尊厳を大切にしながら、一人ひとりが社会の中で尊重される環境づくりが必要です。

暴力を防止するため、啓発資料の配布や、男女共同参画の情報紙への記事 の掲載、イベントにおいてチラシの配布を行うなど啓発に努めます。

	事業の概要	関係課
施策①	男女共同参画社会の推進	
	被害者の多くは女性であり、その背景には性別によ	協働推進課
	る固定的な役割分担意識等の社会的な問題があげられ	
	ます。	
	男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる場におい	
	て、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現	
	を目指します。	
	◆男女共同参画情報紙への掲載	
	◆市ホームページへの掲載	
	◆男女共同参画イベントや講演会での啓発	

事業の概要	関係課
施策② DV防止啓発事業の充実	
DVとはどのようなものか、DVによりどのようた	協働推進課
状況におかれているのか、また、DVは犯罪であり重力	:
な人権侵害であることについて、市民一人ひとりに身	
近な問題として考えてもらいます。	
◆男女共同参画情報紙への掲載	
◆DV防止啓発パネル展示	
◆ポケットティッシュの配布	
◆職員は缶バッジに啓発シールを貼付し着装	
◆市立高校へのデートDV防止啓発付箋の配布	
施策③ 教育の場における啓発の推進	
児童や生徒等に人権尊重の観点から互いを認める	協働推進課
い、男女共同参画社会についての考え方を育成します。)
◆中学生用啓発誌「カラフル」の配布	
施策④ 社会の場における啓発の推進	
互いを思いやり、人権を尊重する社会づくりを進め	生涯学習課
ます。	
◆各公民館に「みんなで学ぶ人権問題」の配布	